第四次　豊島区役所
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和７年度 ～ 令和１２年度
（2025 年度）　　（2030 年度）

豊　島　区

デコ活

●――― 目 次 ―――●

第１章 地球温暖化対策実行計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１．地球温暖化の現状……1
２．国内外における近年の地球温暖化対策の動向……1
３．豊島区の現状……1

第２章 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における基本的事項・・・3

１．計画の目的……3
２．計画の範囲……3
３．計画の位置づけ……3
４．計画期間……4

第３章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

１．対象とする温室効果ガス……5
２．CO_2排出量の推移……5
３．温室効果ガス排出量の削減目標……7
４．再生可能エネルギー電力量の導入目標……8

第４章 環境負荷低減に向けての取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

１．豊島区役所全職員の率先行動……9
２．施設の建設、管理等に関する取組み……9
３．温室効果ガス排出削減又は抑制のための検討課題……12

第５章 計画の推進体制及び点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

１．推進体制……13
２．点検・評価……14
３．公表……14

参考資料・・・15

排出係数、地球温暖化係数……15

第１章　地球温暖化対策実行計画策定の背景

1. 地球温暖化の現状

世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら 100 年あたり 0.75℃の割合で上昇しています。日本においても、年平均気温は 100 年あたり 1.26℃の割合で上昇しています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が２０２３年３月に発表した第６次評価報告書統合報告書では、１８５０～１９００年を基準とした世界平均気温は２０１１年～２０２０年に１.１℃の温暖化に達したとし、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して、地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がないとしています。

2. 国内外における近年の地球温暖化対策の動向

2015 年 12 月にフランスで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締結国会議（COP21）では、気候変動枠組条約に加盟する 196 か国すべてが協調して、温室効果ガスの削減に取り組む国際的な枠組とした「パリ協定」が採択されました。

パリ協定は法的拘束力を持つ枠組であり、世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑えることが努力目標として盛り込まれています。

国内では、2020 年 10 月に菅内閣総理大臣（当時）が 2050 年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画を改訂、「2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度比で 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けていく」としています。

また、2024年 11 月の COP29では、先進国から途上国への気候変動対策資金を現行の３倍にすることが合意されています。

なお、2020 年 10 月に政府実行計画が改定され、新築建築物の ZEB 化、太陽光発電の最大限の導入、LED 照明の導入、再エネ電力の調達等について、主な取組み内容として盛り込まれています。

3. 豊島区の現状

2020 年７月、豊島区は、内閣府より SDGs への優れた取組みを行う自治体として「SDGs 未来都市」と「自治体 SDGs モデル事業」にダブル選定されました。

2023 年４月、豊島区環境基本条例の一部を改正し、2050 年までに脱炭素社会の実現を目指すことを明文化したほか、区、事業者、区民が協働で

取組むことなどを規定し、ゼロカーボンシティ実現に向け、着実に歩みを進めています。

　2025年３月には、「2050としまゼロカーボン戦略」で掲げた「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を前提とする計画に刷新するため、「豊島区環境基本計画 2019-2030」の改定を行いました。

第２章　地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」第２１　条に基づき、本区の実施する事務事業から排出される温室効果ガスの発生量を削減することを目的として策定するものです。

❖ 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3

> 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2. 計画の範囲

本計画では、「区の事務及び事業」すべてを対象とします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「温対法」第２１条に規定する「地方公共団体実行計画」です。また、本計画は「第一次　豊島区役所環境配慮ガイドライン」（平成 21 年３月策定）及び「第二次　豊島区役所環境配慮ガイドライン」（平成 25 年４月策定）、「第三次　豊島区役所地球温暖化対策（事務事業編）」（平成 29 年３月策定）（令和６年３月改訂版）を受け継ぐものです。

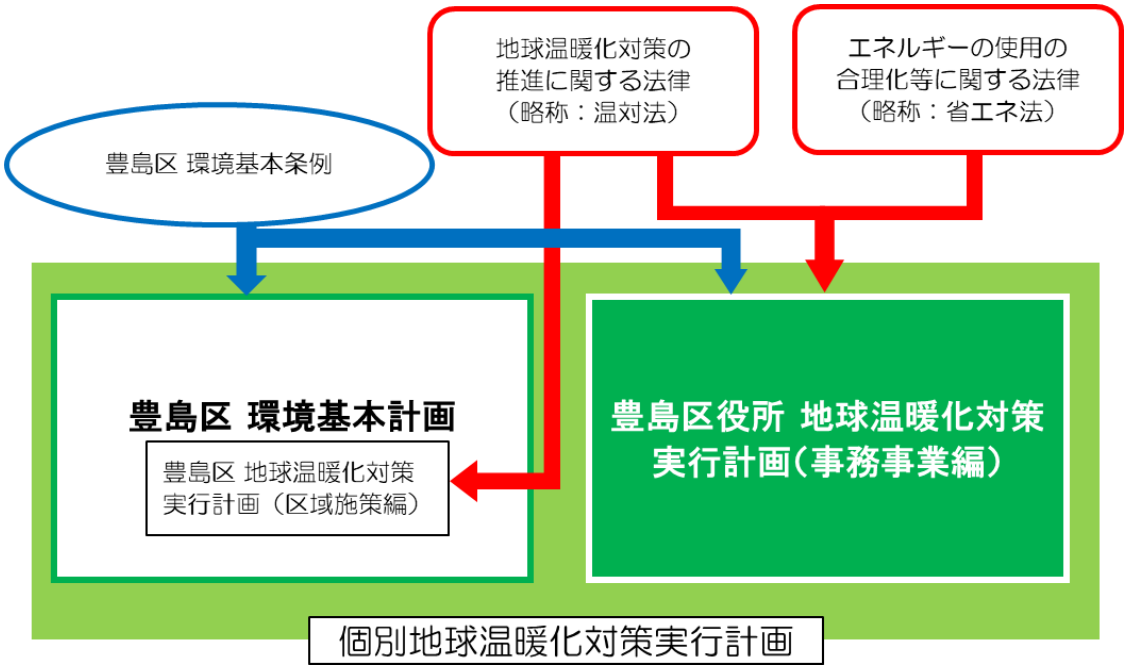

4. 計画期間

「令和７年度(2025 年度) ～ 令和１２年度(2030 年度)」の６年間を計画の期間とします。

第３章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、「第三次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成 29 年度～令和６年度）」までは「温対法」第２条第３項において規定されている 7 種類の物質のうち、豊島区では日本でもっとも多く排出されている二酸化炭素（以下「CO_2」という。）を削減の対象としておりましたが、「第四次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」からは、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）についても対象とします。

※パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については、区の事務事業では、排出されないため、本計画から除外しております。

2. CO_2 排出量の推移

「第三次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成 29 年度～令和６年度）」では、平成 27 年度と比較して令和６年度までに CO_2 排出量を２８.７%以上削減することを目標としていました。令和５年度時点で約２９.５%削減しており、目標を上回り達成できたと評価できます。環境に配慮した電力の導入が進んだことで、電気由来の CO_2 が大きく削減できたことが要因の一つと分析しています。

単位：kg-CO_2

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
電気	11,108,845	11,880,359	10,962,706	10,752,481	9,396,392	7,582,011	6,984,449	6,082,001	5,787,208
ガス	3,384,206	3,488,666	3,475,973	3,306,261	3,179,780	3,380,476	3,659,450	3,541,548	3,561,357
熱供給	1,235,551	1,230,295	1,130,894	1,047,322	1,049,835	1,567,322	1,630,065	1,727,845	1,728,299
自動車	241,181	216,812	217,371	202,316	196,911	177,993	158,247	166,977	175,818
合　計	15,969,783	16,816,132	15,786,944	15,308,380	13,822,918	12,707,812	12,432,211	11,518,371	11,252,683
削減率	－	△5.3%	1.1%	4.1%	13.4%	20.4%	22.2%	27.9%	29.5%

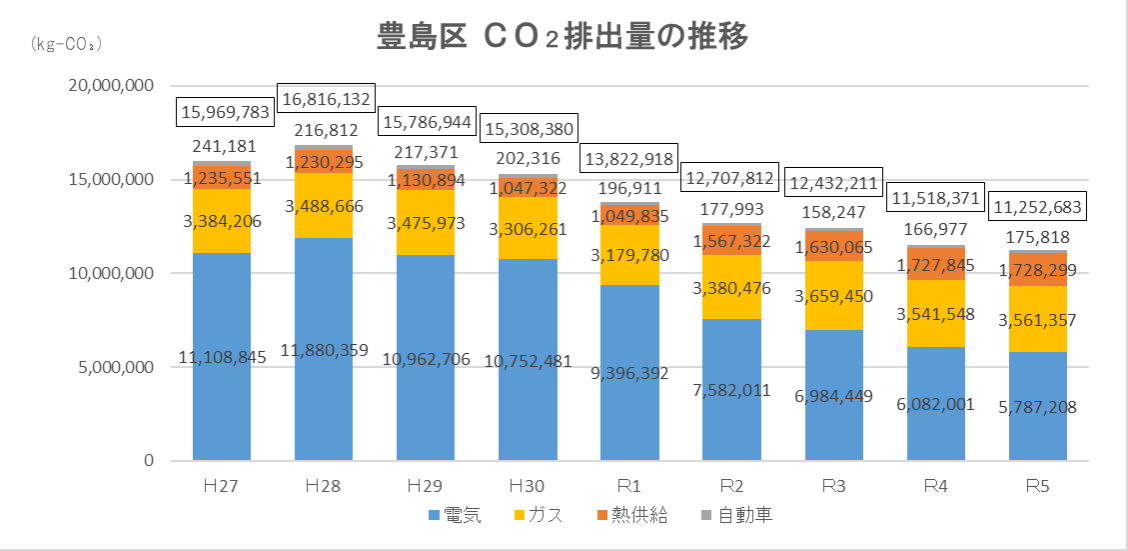

※排出係数は「第三次　豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の係数を用いています

CO_2排出量（目標値・実績値）

t－CO_2

		目標値	実績	目標値に対する達成率
基準年	平成27年度	15,970	15,970	0.00%
第三次計画期間	平成29年度	15,203	15,787	3.84%
	平成30年度	14,820	15,308	3.30%
	令和元年度	14,437	13,823	△4.25%
	令和2年度	14,053	12,708	△9.57%
	令和3年度	13,670	12,432	△9.06%
	令和4年度	13,287	11,518	△13.31%
	令和5年度	12,885	11,253	△12.67%
	令和6年度	11,389	—	—

3. 温室効果ガス排出量の削減目標

2013 年度比で 2030 年度までに温室効果ガス排出量を 50%以上削減する。

平成 25 年度（2013 年度）と比較をして、令和 12 年度（2030 年度）までに、温室効果ガス（CO_2排出量）を 50%以上削減するため、以下のとおり削減目標を設定します。

温室効果ガス排出量

（t-CO_2）

	H25年度	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
温室効果ガス排出量	16,841	11,256	10,446	10,041	9,636	9,231	8,825	8,420
H25年度比	-	△33.2%	△38.0%	△40.4%	△42.8%	△45.2%	△47.6%	△50.0%
R5年度比	-	-	△7.2%	△10.8%	△14.4%	△18.0%	△21.6%	△25.2%

内訳

（t-CO_2）

	H25年度	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
二酸化炭素（CO_2）	16,835.8	11,252.7	10,442.7	10,037.8	9,632.8	9,227.8	8,822.9	8,417.9
メタン（CH_4）	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
一酸化二窒素（N_2O）	2.9	1.9	1.8	1.7	1.7	1.6	1.5	1.5
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	1.6	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8

4. 再生可能エネルギー電力量の導入目標

「豊島区電力の調達に係る環境配慮方針」（平成 24 年５月１日策定）に基づき、電力使用量が大きな区有施設（高圧施設）のみならず、小さな区有施設（低圧施設）へ環境に配慮した電力を導入して、省 CO_2を図ってきました。

令和７年３月現在、79 施設（高圧 59 施設、低圧 20 施設）で、環境に配慮した電力導入を行っており、うち 48 施設は、実質再生可能エネルギー100%の電気の供給を受けています。

2030 年までに調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー100%電力への切り替えを進めていきますが、さらに再エネ電力の割合が増えるよう、可能な限り高みを目指していきます。

電気使用量に占める再エネ電気導入率

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
再エネ電気導入率	29.4%	37.3%	45.3%	53.2%	54.9%	56.6%	58.3%	60.0%

（参考）

再エネ電力導入率の推移

（kwh）

	電気使用量	再エネ電気使用量	再エネ電気導入率
平成27年度	31,995,146	0	0.0%
平成28年度	30,954,069	4,324,018	14.0%
平成29年度	30,604,863	3,960,822	12.9%
平成30年度	30,539,250	4,273,688	14.0%
令和元年度	29,380,661	4,801,471	16.3%
令和2年度	28,722,835	5,889,927	20.5%
令和3年度	30,414,492	7,605,823	25.0%
令和4年度	30,204,343	8,975,906	29.7%
令和5年度	29,614,941	8,704,755	29.4%

第４章 環境負荷低減に向けての取組み

1. 豊島区役所全職員の率先行動

（１）エコアクション２１

施設や設備・機器・公用車等の運用改善など、従前より実施してきた環境配慮率先行動については、効果に即時性があること、職員をはじめ住民や事業者など施設利用者の意識啓発にもつながること、また、取組みの継続により効果が持続することなどから、今後も「エコアクション２１ 豊島区役所環境マネジメントシステム」に基づき取組みを実施するとともに、取組みを強化し、より一層温室効果ガスの削減に努めていきます。

また、各部局において、常に環境配慮を意識した業務遂行をし、一つ一つの事業で徹底した環境負荷低減に取り組んでいきます。

（２）としま☆デコ活リーダーズ（環境に関する庁内横断チーム）

全庁推進体制の柱として、令和６（2024）年度に立ち上げた環境に関する庁内横断チーム「としま☆デコ活リーダーズ」の活動を通じて、環境推進員や若手職員による豊かな発想を活かしていきます。

※「区民・事業者」、「環境教育」、「区職員向け」の３チームにより、庁内環境取組への提案や啓発等を行います。環境清掃部の施策と適宜連携することを想定しています。

（３）その他の取り組み

各部局統一的に実践できる取組みの詳細については、別冊「豊島区役所温室効果ガス排出量削減への環境ルール」に示します。

2. 施設の建設、管理等に関する取組み

（１）施設の建設または大規模改修時の取組みについて

政府の実行計画等に基づき、下記のとおり進めていきます。

１）公共施設の ZEB 化の推進等

新築・改築を行う施設については、建物の用途や特性等を踏まえ、ZEB　Ready 相当以上を目指します。

なお、ZEB　Ready 相当以上が難しい場合についても、可能な限り省エネ性能を高めます。

また、従前より、施設の新築、改築又は改修においては、省エネ設備・再エネ設備の導入を図ってきており、引き続き、積極的に導入を図ります。

※「としまカーボンマイナス施設づくりガイドライン」（平成２９年３月発行）については、本実行計画に統合します。

ア．省エネ設備の導入

（ア）基本方針

区有施設の新築、改築又は改修において、省エネルギーに資する設備（以下、「省エネ設備」という。）の積極的な導入を図る。

解説：区有施設の大半は、昭和の時代に整備され、おおよそ半世紀を超えるものが多くを占めている。この当時の建築物の躯体や窓は、現在の断熱性能の５０％以下の効率であり、空気調和設備のエネルギーロスも著しい状況である。設備面から見て、経済産業省・資源エネルギー庁の公表データ等を参考に比較すると、約３０年前の設備機器と現在の設備機器では、省エネルギー性能が４０％以上も異なり、また、建築物の老朽化や経年劣化によりエネルギー効率の低減も見られることから、新築、改築又は改修時には、建築物の断熱性能の向上を図り、最新の省エネ設備の積極的な導入を行う。
※改修とは長寿命化改修（スケルトン改修）のこと。

（イ）施設の新築、改築又は改修における省エネ設備の導入

施設の新築、改築又は改修の基本設計において、環境に配慮した建築物となるよう積極的に次の省エネ効果の導入を図る。

① 熱負荷を低減する建物配置・建築形状による効果
② 外壁断熱等による効果
③ 開口部（ガラス、サッシ）による効果
④ 日射遮蔽による効果
⑤ 建物緑化による効果
⑥ デマンド監視装置による効果
⑦ コージェネレーション装置による効果
⑧ 変圧器による効果
⑨ 照明設備による効果
⑩ 空調設備による効果
⑪ 換気設備による効果

解説：施設の新築、改築又は改修においては、省エネ技術要素を組み合わせた導入が可能なため、設計時には、技術的な検討を講じ、省エネ率の向上を実現する。

※改修とは長寿命化改修（スケルトン改修）のこと。

イ．再生可能エネルギー（再エネ）等設備の導入

（ア）基本方針

省エネ設備の導入により省エネを徹底するとともに、普及拡大を進めるべき再生可能エネルギー及び資源（以下「再エネ等」という。）を区有施設において率先して導入することにより、二酸化炭素排出量を最大限削減する。

解説：省エネ設備の導入のみに留まることなく、CO_2排出を抑制する再エネ等を積極的に導入することで、施設におけるCO_2の排出抑制が可能となる。また、再エネ等設備を率先して導入することで、区民の環境意識の向上や市場における価格低減と普及拡大に貢献する。

（イ）再エネ等設備

「再エネ等設備」とは、従来の化石燃料を使用することなく、建物の空気調和、照明、給水・給湯等のエネルギーを供給することを目的とした設備及び、自然資源を変化させることなくそのまま使用する以下の設備をいう。

① 自然採光を得やすい建築計画
② 自然通風を取り入れる建物配置
③ 自然換気
④ 雨水利用
⑤ 太陽光発電設備（蓄電池との連携を検討）
⑥ 地中熱利用ヒートポンプ
⑦ クール・ヒートピット、クール・ヒートチューブ、クール・ヒートトレンチ
⑧ 太陽熱利用設備

解説：現状の再エネ等に関する技術情報を踏まえ、各設備については、建物の用途・規模、立地条件等を踏まえ区有施設に適した再エネ設備を導入する。

（ウ）施設の新築、改築における再エネ等設備の導入

施設の新築の基本設計において、再エネ等設備の導入検討を行う。

解説：当該施設の特性を踏まえて、様々な観点から再エネ等の導入を検討するため、費用対効果等を考慮の上で、原則再エネ等設備を導入する。

（エ）既存施設における再エネ等設備の導入検討

既存施設の改修工事においては、再エネ等設備の導入の機会となり得る、太陽光発電（蓄電池との連携を検討）、太陽熱利用設備の導入を検討する。

解説：既存施設における構造強度、集水設備等及び費用対効果を考慮して導入の検討をする。
※改修とは長寿命化改修（スケルトン改修）のこと。

２）施設の管理に関する取組みについて（管理標準の作成）

管理標準とは、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）により事業者は、使用エネルギーの削減を確実なものとするために、設備のエネルギー使用の合理化のための管理要領を定めた「管理マニュアル」を作成することとされています。

区も特定事業者として、計画的に施設ごとの「管理マニュアル」の作成を進めます。

（２）その他の取組み

区有施設への太陽光発電設備の設置、LED 照明の導入、公用車における電動車の導入、廃棄物の３R＋Renewable についても進めていきます。

3. 温室効果ガス排出削減又は抑制のための検討課題

（１）環境配慮契約法等の検討

環境配慮契約について、総合評価競争入札方式などとの連携を考慮しながら、環境配慮の視点を取り入れた対応を検討していきます。

（２）その他の課題について

今後、温室効果ガス排出削減又は抑制を行っていく中で発生する課題に対し、常に調査・研究を推進し、その課題を解決・達成していきます。

第５章　計画の推進体制及び点検・評価

1. 推進体制

本計画は、下図の体制で推進します。

また、具体的な環境配慮率先行動については「エコアクション 21　豊島区役所　環境マネジメントシステム」に基づき、区全体で省エネルギー・省 CO_2 を推進します。

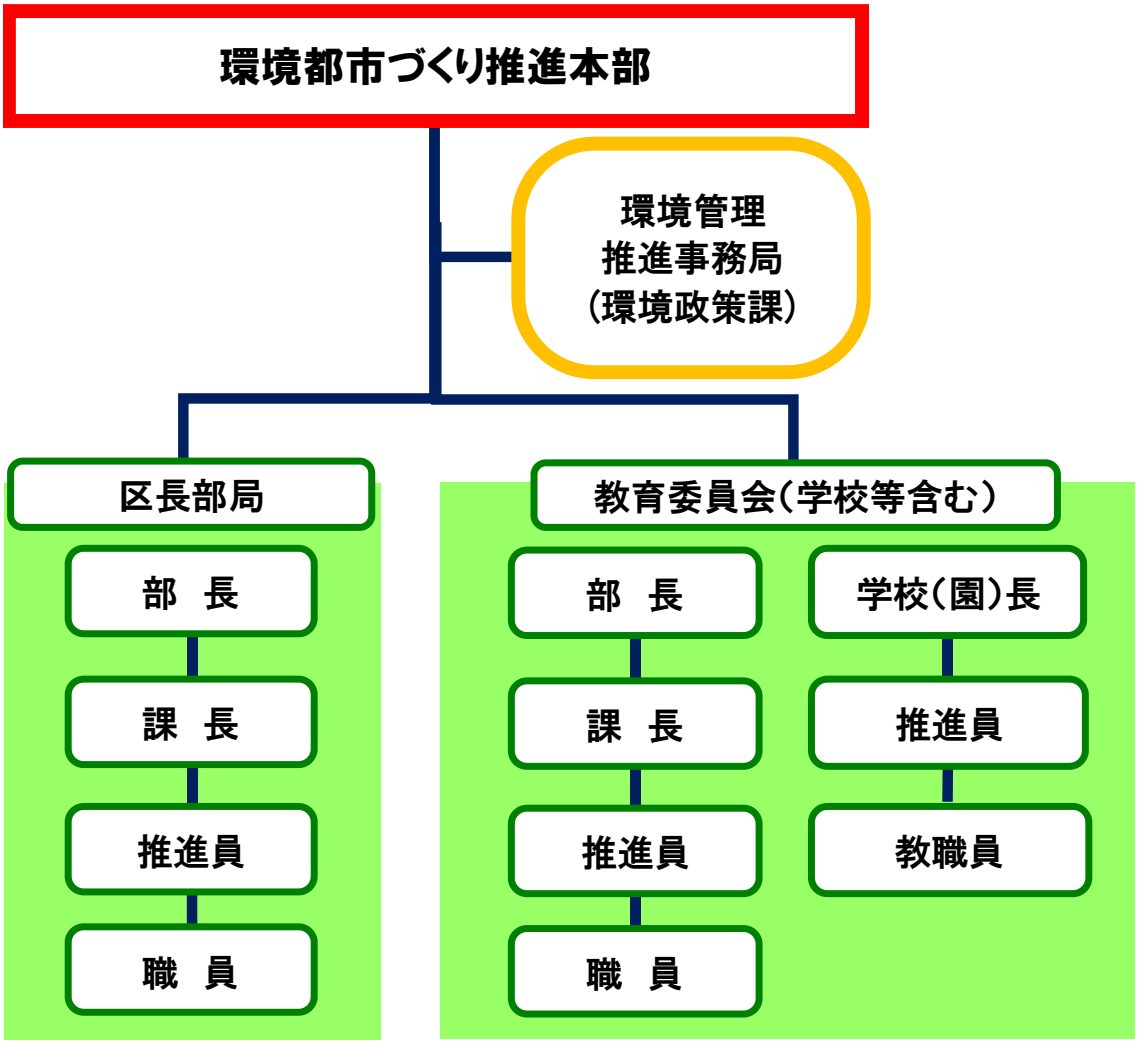

2. 点検・評価

ＰＤＣＡサイクルに基づき、適宜点検・評価し、本計画を進行管理します。

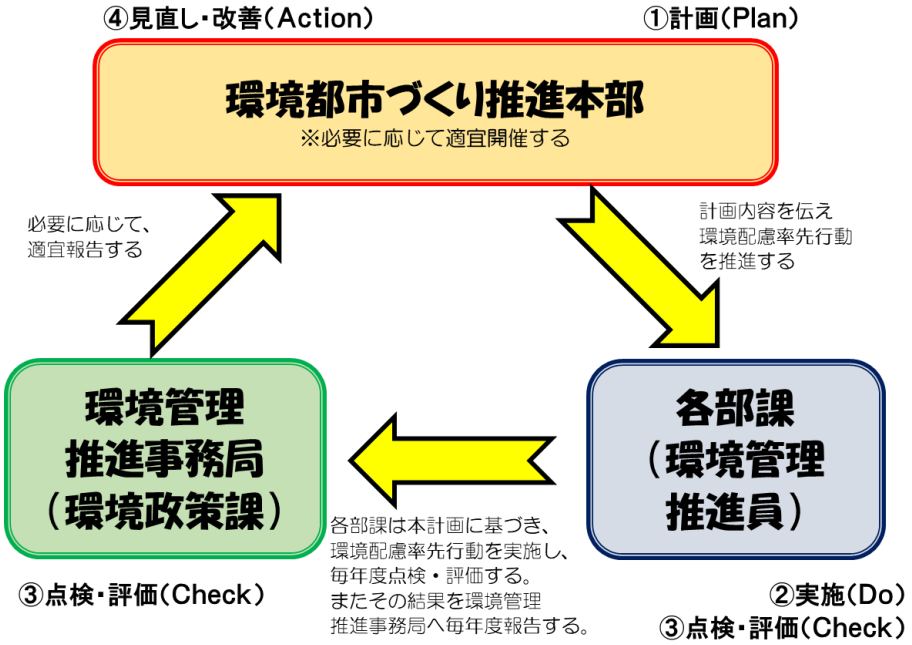

①計画（Ｐｌａｎ）、④見直し・改善（Ａｃｔｉｏｎ）

豊島区環境都市づくり推進本部長（区長）は必要に応じて「豊島区環境都市づくり推進本部」を開催し、本計画の改正及び改善をします。

②実施（Ｄｏ）

各部課は「環境都市づくり推進本部」で決定した本計画に基づき、各部長（担当部長を除く）を環境管理推進統括者、各課長（スタッフ課長は除く）を環境管理推進責任者と定め、各課に１人以上選任した環境管理推進員を中心として、全職員が本計画等の目標達成に向けて全力を挙げて取り組みます。

③点検・評価（Ｃｈｅｃｋ）

各部課は、実施結果を基に自己点検評価を実施します。

環境管理推進事務局（環境政策課）は、各課から取組結果の報告に基づき、毎年度区全体の達成状況を点検・評価します。

3. 公表

本計画及び本計画の進捗・達成状況については、毎年度発行する「豊島区環境年次報告書」（区ホームページにも掲載）で公表します。

参考資料

排出係数

温対法施行令第三条の排出係数に基づき CO_2 排出量を算出します。

1．燃料の燃焼に伴う排出

燃料種	単位	排出係数	計算後単位
ガソリン	ℓ	2.32	kg-CO_2/ℓ
軽油	ℓ	2.58	kg-CO_2/ℓ
LPG	kg	3.00	kg-CO_2/kg
灯油	ℓ	2.49	kg-CO_2/ℓ

※ガスについては、環境省が公表する、ガス事業者別排出係数一覧により計算します。

2．他人から供給された電気

毎年、環境省が公表する「電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等」を参照し、供給先の電気事業者の調整後排出係数を用いて計算します。

3．他人から供給された熱

環境省が公表する熱供給事業者別排出係数一覧により計算します。

地球温暖化係数

温対法施行令第四条に定める地球温暖化係数により算出します。

温室効果ガス	地球温暖化係数（R6.3 まで）	地球温暖化係数（R6.4 以降）
二酸化炭素	1	1
メタン	25	28
一酸化二窒素	298	265
ハイドロフルオロカーボン	1,430	1,300

第四次　豊島区役所　地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和7年度（2025 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

【編集・発行】令和７年３月　発行
豊島区　環境清掃部　環境政策課
住　　所：〒171-8422　東京都豊島区南池袋２－45－１
ＴＥＬ：03－3981－1293
ＦＡＸ：03－3980－5134